

融資・保証の力強いサポート

漁業者・水産加工業者の皆様の 資金繰りを支援します!!

漁業緊急保証対策を1年延長します

- ☆ 平成21年度の緊急対策として措置した漁業緊急保証対策を 平成23年3月末まで延長 します。
- ☆ さらに、全国の特別保証枠も250億円追加し、1,450億円に拡充 します。

- ・ 最近経営が悪化している漁業者(漁業を行っている漁協を含む)及び水産加工業者が対象となります。
- ・ 1者当たりの保証内容は、

保証限度額	2億8千万円
うち無担保枠	8千万円
うち無担保無保証人枠	1,250万円

 となっております。
- ・ 保証料は全資金 0.8%以下です。
- ・ 保証額に応じた協会への出資義務は免除されます。

無利子融資も延長します

☆ 運転資金の無利子融資

「漁業経営改善緊急対策資金」を、引き続き実施します。

- ・ コスト削減等に取り組む漁業者 が対象となりますが、事前審査が必要です。
- ・ 融資限度額は120万~2億2百万円で、漁業種類ごとに決められています。
- ・ 償還期限は5年以内(据置期間1年)です。

☆ 設備資金(公庫資金・漁業近代化資金)の無利子融資

「漁船・養殖施設整備緊急融資利子補給事業」も、引き続き実施します。

- ・ 国が利子助成することにより、公庫資金や近代化資金の最大無利子化を図ります。
- ・ 対象となるのは、経営改善計画の 認定漁業者 です。
- ・ 無利子融資の上限額は1千万~1億円で、資金種類ごとに異なります。



留意事項

漁業緊急保証対策

- 最近経営が悪化していることを証明する資料が必要です。
- 制度資金以外の借換資金は、一定の制限があります。
- 融資機関及び保証機関の審査は、通常通り必要です。
- 本対策は保証支援策であり、各種融資制度を変更するものではありません。

無利子融資

☆ 漁業経営改善緊急対策資金(無利子運転資金)

- 資材コストを5～10%削減するなどの計画を策定し、融資機関の承認を受ける必要があります。また、取り組み内容により、有利子となる場合があります。
- 本資金の融資を受ける際には、漁業緊急保証対策を活用する事も可能です。
 - ・ 日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金への利子補給は平成22年3月をもって終了しました。

☆ 漁船・養殖施設整備緊急融資利子補給事業

- 法律に基づく経営改善計画について、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けて頂く必要があります。詳しくは、水産庁のホームページ (<http://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/kaizen/>) をご覧ください。
- 本資金の融資を受ける際には、漁業緊急保証対策を活用する事も可能です。(公庫資金を除く。)

お問い合わせ先

- 水産庁の担当部局 水産経営課 03-3502-8418
- お近くの漁業信用基金協会
(連絡先は(社)漁業信用基金中央会のホームページでご覧いただけます。)
- お近くのJF(漁協)、信漁連、日本政策金融公庫等の金融機関